

# 宮 城 県 公 報

令和 7 年 10 月 24 日（金）  
定期第 643 号

## 目 次

### 告示

- 農用地利用集積等促進計画の認可（農業振興課）
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農村振興課）
- 都市計画変更案の縦覧（2 件）（都市計画課）

### 公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（廃棄物対策課）
- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）

## 宮城県告示第617号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 7 年 10 月 24 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要  
別冊のとおり
- 2 認可年月日  
令和 7 年 10 月 24 日

## 宮城県告示第618号

県営稲屋敷・袋地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項の規定において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和7年10月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和7年10月24日から令和7年11月25日まで
- 3 縦覧場所  
栗原市役所

## 宮城県告示第619号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、仙南広域都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和7年10月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 仙南広域都市計画道路
- (2) 名称 3・3・11号 国道幹線

### 2 都市計画を変更しようとする土地の区域

#### (1) 追加しようとする土地の区域

白石市 斎川字地藏院館、斎川字地藏院前、斎川字中斎川、斎川字梶川、斎川字梶川前、斎川字安如、斎川字須ノ小路、斎川字別当、斎川字大師、斎川字道満、斎川字八幡前、斎川字塞ノ上、斎川字鶴ヶ岡、斎川字深沢、斎川字深沢前、斎川字楚利田、斎川字下久保、大平中目字札場、大平中目字三反田、大平中目字南田、大平中目字道下前、大平中目字古屋敷、大平中目字穴田前、大平中目字中田、大平中目字館前、大平中目字太平前、大平中目字兼田、大平中目字太平脇、大平中目字六反町、大平中目字日影、大平中目字北屋敷前、大平中目字北ノ脇、大平中目字池ノ尻、大平中目字権現堂山、大平森合字権現山、大平森合字沖ノ沢、大平森合字権現、大平森合字上鹿野前、大平森合字鹿ノ前、大平森合字上屋敷前の各一部

#### (2) 廃止しようとする土地の区域

白石市 斎川字地藏院館、斎川字地藏院前、大平中目字三反田、大平中目字道下前、大平中目字古屋敷、大平中目字太平脇、大平中目字六反町、大平森合字権現山、大平森合字上鹿野前、大平森合字鹿ノ前、大平森合字上屋敷前、城南一丁目の各一部

### 3 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、及び白石市役所（建設部都市創造課）

### 4 縦覧期間

令和7年10月24日から11月7日まで

### 5 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

## 宮城県告示第620号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、大崎広域都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和7年10月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 都市計画の種類及び名称

（1）種類 大崎広域都市計画道路

（2）名称 3・2・1号 米袋荒谷線

### 2 都市計画を変更しようとする土地の区域

（1）追加しようとする土地の区域

大崎市 古川荒谷字竹ノ花、古川荒谷字新町東、古川狐塚字忽滑、古川荒谷字本町東、古川小野字新鶴巻、古川小野字新羽黒、古川小野字羽黒、古川小野字沢田、古川小野字白山、古川小野字馬場、古川小野字新田、古川小野字上滝沢、古川小野字横沢、古川小野字下蝦沢、古川小野字姥沢、古川小野字一ノ坪、古川小野字中蝦沢、古川清水沢字向原の各一部

栗原市 高清水上萩田、高清水中の荃、高清水松の木沢田、高清水豊田の各一部

（2）廃止しようとする土地の区域

大崎市 古川荒谷字芋川、古川荒谷字竹ノ花、古川荒谷字新町東の各一部

### 3 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、大崎市役所（建設部都市計画課）、及び栗原市役所（建設部都市計画課）

### 4 縦覧期間

令和7年10月24日から11月7日まで

### 5 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 10 月 24 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 1 入札に付す事項

- (1) 調達案件及び数量 産業廃棄物支障除去業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 27 日まで
- (4) 施工場所 宮城県黒川郡大和町鶴巣大平地内

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく産業廃棄物（燃え殻）及び特別管理産業廃棄物（燃え殻（ダイオキシン類））の処分業許可を有する者であること。
- (8) 宮城県及び上記（7）の許可を有する事業場が所在する自治体の産業廃棄物（燃え殻）及び特別管理産業廃棄物（燃え殻（ダイオキシン類））の収集運搬業許可を有する者であること。
- (9) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- (10) 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の商品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、宮城県所定の商品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022-211-3335）へ令和7年11月6日（木）午後5時までに提出すること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 電子調達システムの利用
- ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。
- イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。
- (2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
- 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県環境生活部廃棄物対策課不法投棄対策班（電話 022-211-2467）
- (3) 入札説明書の交付
- 原則、電子調達システムからのダウンロードによる。
- 紙による交付を希望する場合は、令和7年10月24日（金）から令和7年11月10日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前9時から午後5時までに申し出ること。
- (4) 一般競争入札参加資格審査
- ア 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年11月11日（火）午前9時から令和7年11月19日（水）午後5時までの間に必要書類を作成の上、電子調達システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
- イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年11月11日（火）午前9時から令和7年11月19日（水）午後5時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限

ア 電子調達システムを用いて入札する場合

入札期間 令和7年11月26日(水) 午前9時から令和7年12月4日(木) 午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(ア) 日時 令和7年12月4日(木) 午後5時

(イ) 場所 (2)に同じ

(ウ) 郵送による場合は、配達証明書付書留郵便により(ア)の日時までには到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、(6)の開札の日時まで開札場所へ提出出来る者とする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和7年12月5日(金) 午前10時

宮城県行政庁舎13階 環境生活部会議室

4 入札に参加することができない者

(1) 2に定める資格を有さない者

(2) 入札参加資格の審査において、資格を有すると認められなかった者

5 その他

(1) 委託期間の令和8年3月27日は、宮城県議会の繰越の承認を得た後、令和8年8月31日に延期するものとする。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第98条第1項第3号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認められるときは、同第97条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(4) 契約保証金 財務規則第113条及び第114条の規定による。

(5) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(6) 札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(7) 落札者の決定方法 財務規則第100条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(8) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

(9) 契約書作成の要否 要

(10) この契約は、電子契約を選択することができる。

(11) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(12) 詳細は、入札説明書による。



## 6 概要

### Summary

- ( 1 ) Nature and Quantity of Service to be Procured: Removal of industrial waste (1 set).
- ( 2 ) Contract Period: From day of contract settlement to March 27, 2026.
- ( 3 ) Place of Implementation: On the grounds of Odaira, Tsurusu, Taiwa Town, Kurokawa District, Miyagi Prefecture.
- ( 4 ) Deadline and Place for Bid Submission: December 4, 2025 (Thu.), 5:00 P.M.  
Illegal Dumping Countermeasures Section, Waste Countermeasures Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government.
- ( 5 ) Time and Place for Bid Selection: December 5, 2025 (Fri.), 10:00 A.M.  
Miyagi Prefectural Government building, 13th Floor, Environment and Lifestyle Department Meeting Room.
- ( 6 ) Contact Information: Illegal Dumping Countermeasures Section, Waste Countermeasures Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government.  
3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570  
Tel.: 022-211-2467
- ( 7 ) Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only.

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 10 月 24 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- |                                 |                                                                     |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる<br>地域の名称 | 亶理郡亶理町字西郷 247 番 1、248 番 1、249 番、<br>250 番 1、250 番 3、251 番 1、251 番 3 |
| 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）          | 角田市角田字幸町 3 番地<br>有限会社 若木商会                                          |